

広島市監査委員 中 岡 隆 志
同 大 国 和 江
同 仲 津 幸 男
同 児 玉 光 禎



包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市水道事業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 対象部局（課） 水道局財務課
- 2 監査結果公表年月日 平成13年1月31日（広島市監査公表第2号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一

4 監査の結果（指摘事項）及び措置内容

(1) 貯蔵品の管理状況

ア 監査の結果（指摘事項）

現在のところ、使用の目処が立たない貯蔵品が相当数残っている。また、近年では、必要以上に手持在庫を有する傾向が強くなっているため、効率的な資金運用が行われていない。今後より厳格な適正在庫水準の把握が必要と思われる。

イ 措置内容

使用の目処が立たないとされていた貯蔵品については、平成14年3月末までに在庫を解消した。

また、貯蔵品の品目ごとの適正在庫数量などを定めた「工事用材料に係る貯蔵品管理手引書」を作成し、平成14年度から、当該手引書に基づき、適正な貯蔵品の管理に努めることとした。

(2) 引当金の会計処理

ア 監査の結果（指摘事項）

退職給与引当金及び修繕引当金に係る会計処理は、每期継続的かつ合理的な会計方針に基づき引当処理がなされていないので見直しを検討すべきである。

イ 措置内容

退職給与引当金については、「広島市水道局退職給与引当金設定要綱」を制定し、同要綱に基づき、平均退職給与基準額と毎年度の定年退職者に係る退職給与金との差額を平成14年度から引き当て、又は取り崩すことにより、每期継続的かつ合理的な引当処理を行うこととした。

また、修繕引当金については、その必要性が薄れていることから、これを廃止し、平成15年3月31日に、全額取り崩し特別利益に計上することとした。